

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 秋山博 外18名

被告 群馬県知事 外1名

準 備 書 面 (14)

平成19年9月21日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被告群馬県知事指定代理人

角 田 修 一



同

新 井 敏



同

村 上 行 正



同

奥 野 幸 二



同

齊 藤 一



同

五鬼田伊佐央



同

田 口 伸 也



同

木 村 芳 雄




同


荒 井 唯




同

後藤 剛 

同

桐生 利一 


同

桑子 悦子 


被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉 豊人 


同

武井 公仁 

同

内田 徹 

同

高橋 知 

原告らは、その準備書面（12）において、利水の問題に関する被告らの準備書面（10）に対し反論を行い、併せて利水面における原告らの従前の主張を補充している。

被告らの主張は準備書面（10）で述べたとおりであるが、念のため原告らの主張する準備書面（12）に対し、以下反論を兼ねて説明することとする。

## 第1 群馬県の水需要予測について

### （1）原告らの主張の要旨

群馬県が平成13年（2001年）3月に策定した「21世紀のプラン」は、平成22年（2010年）を目標年次として、水道用水、工業用水の需要の将来予測を行っている。この需要予測がベースとなって、県の水道用水供給事業及び工業用水道事業の計画が策定された（原告準備書面（12）5頁）。

群馬県は八ッ場ダム事業への参加の理由をつくることを目的としているから、実績と乖離した予測を行い、その是正をしようとしな。横浜市は過去10年間の減少傾向にあった実績を踏まえて、今後もその傾向が一定期間続くとの常識的な予測を行っているが、群馬県は減少傾向にあるのに、将来は大幅な増加傾向に転じるという現実には起こりえない予測を行っている（原告準備書面（12）7・8頁）。

### （2）原告らの主張に対する反論

平成12年（2000年）度に策定した「21世紀のプラン」における群馬県全体の水需要の見通しは、5年ごとに策定する群馬県総合計画の1つとして行っているものである。この「21世紀のプラン」は「21世紀の群馬をどんな社会にしていってよいか。そのためにはどんな行動をしたらよいか。」について群馬県民がともに考え、行動するためのよりどころにするために策定されたものである。このため、この「21世紀のプラン」における「水需要の見通し」は、限りある水を有効に使うことや水源となっている森林を保全することなどの健全な水循環系の構築を目指し、県民一人ひとりが毎日の水の使い方を考える際の基準ないしはきっかけとすることを目的に行っているものである。

「21世紀のプラン」における「水需要の見通し」の水需要予測は、昭和63年（1988年）度から平成9年（1997年）度までの過去10か年間の実績データを基に、時系列傾向分析により行った予測値と平均値による目標値を併記しているが、このように需要予測に幅があるのは、利用者の節水努力等により、生活用水や工業用水の必要水量が変化することを具体的に示すためである。なお、平成17年（2005年）度に改定された群馬県総合計画では、群馬県全体の水需要の予測は行っていない。ここでは、従来型計画からの脱皮が打ち出されているが、社会経済構造が大きく転換する時代にあっては過去のトレンドを基礎とする県全体の水需要予測は現実的でないとの考えからである。

「21世紀のプラン」等群馬県総合計画における水需要予測は、水道事業、水道用水供給事業、工業用水道事業の各事業者の個別事業計画とは関係がない。群馬県企業局の4つの水道用水供給事業（うち八ッ場ダムに参画しているのは県央第二水道と東部地域水道の2つである。被告らの準備書面（1）13頁）は県内の水道事業者（現在38市町村、うち県央第二水道と東部地域水道の受水水道事業者は13市町村である。）の要望を踏まえ、また、群馬県企業局の2つの工業用水道事業（うち八ッ場ダムに参画しているのは東毛工業用水道事業だけである。）は、工業用水を受水する事業所等との契約水量等を基に（被告らの準備書面（2）13頁）、それぞれ計画を策定しているものであり、「21世紀のプラン」における「水需要の見通し」の水需要予測がベースとなっているものではない。

水源の確保は、被告らの準備書面（10）8・9頁で述べたとおり、それぞれの水道事業者がそれぞれの立場で、地域の特性を踏まえ、人口や産業経済の動向を見据え、渇水時等の危機管理のための水源の分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って行うものである。また、水は一方向、上流から下流にしか流れず、川筋が異なれば新たな取水施設と導水施設が必要となり、水の移送に多大なコストを要することとなるのである。群馬県において、県全体のマクロの水需給について議論しても意味はないのである。

なお、原告ら主張のように、現時点の実績値のみから過去の予測の適否

を論じることは妥当ではない。群馬県の水需要の見通しは、前述したとおり昭和63年（1988年）度から平成9年（1997年）度までの実績データを基に推計していることから、この実績区間の年度の傾向が影響する。このことは、原告らの準備書面（12）の図4「群馬県水道の一人あたり給水量」と図6「横浜市水道の一人1日最大給水量の実績と市の予測」（28・29頁）を見れば明らかなように、群馬県の実績は昭和55年（1980年）度から平成7年（1995年）度までは増加傾向にあるが、横浜市の実績は昭和55年（1980年）度以降減少傾向にある。水需要予測はこれらの実績データに影響されるため、群馬県の推計値は増加傾向となり、横浜市の推計値は減少傾向となる。いずれにしても、水需要予測においては過去の実績データが重視されるものであり、また、そのような推計方法は一般に行われている方法であって、八ッ場ダム計画に呪縛されているために群馬県は実績無視の予測を行っているなどという主張は、原告らの単なる独断でしかない。

## 第2 水道の保有水源について

### 1 群馬県の水道の水需給について

#### (1) 原告らの主張の要旨

群馬県内の上水道事業者が近年の1日最大給水量を大きく上回る水源を保有していることは明白である。平成17年（2005年）度の上水道の1日最大給水量は96万立方メートルであり、これに対する群馬県内の上水道事業者が保有する水源は、①水道用水供給事業の河川水42万立方メートル／日、②水道事業の河川水32万2000立方メートル／日、③上水道事業の地下水51万立方メートル／日の合計約125万立方メートル／日である。

被告らは、①は八ッ場ダム開発水の17万3000立方メートル／日を含んだものであり、③は地盤沈下問題を考慮して38万立方メートル／日とすべきだと主張しているが、①についての主張は水利権の事実を歪曲したものであり、③についての主張は地盤沈下の状況を過剰に危険視したものである（原告準備書面（12）8・9頁）。

## (2) 原告らの主張に対する反論

群馬県全体のマクロの水需給について議論しても意味がないことは、前述したとおりである。

また、原告らは、県の保有水源である水道用水供給事業の河川水についての被告らの主張は、水利権の事実を歪曲したものであると断じているが、これは全くの誤りであり、地盤沈下を過剰に危険視しているとの主張も同様であって、前者については2以降において、後者については第3において反論する。

## 2 保有水源について

### (1) 原告らの主張の要旨

水道用水供給事業において群馬県が保有している夏期の水源は合計で4.865立方メートル/秒であるが、その中には八ッ場ダム水源は一切含まれていない。被告らが八ッ場ダム開発水17万3000立方メートル/日(2立方メートル/秒)が含まれていると主張するのは、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の夏期の広桃用水転用により県が保有する水源2立方メートル/秒の冬期分として、八ッ場ダムが対応しているにすぎない。したがって、渇水が問題になることがある夏期については、八ッ場ダムは現在そして将来とも依存する必要のない水源開発である。

東毛工業用水道事業も同様であって、八ッ場ダムが関係するのは冬期のみであり、夏期は関係がない(原告準備書面(12)11頁)。

### (2) 原告らの主張に対する反論

水道は年間を通して安定的に需要者に供給する必要があることから、年間を通して必要量を取水するためには、年間を通して水源を確保し年間を通じた水利権を取得しなければならない。そのため、県央第二水道用水供給事業等においては、被告らの平成19年7月13日付け釈明書の1(3頁)で述べたとおりの水源を確保しているのである。

例えば、東部地域水道用水供給事業では、かんがい期は農業用水転用水利権である広桃用水の転用により0.51立方メートル/秒を、非かんがい期は八ッ場ダム計画に参画することにより0.51立方メートル

／秒（計画量）を、それぞれ水源として確保し、両者により年間を通して0.51立方メートル／秒の水源を確保することにより年間を通した水利権を取得している。

したがって、現在そして将来とも八ッ場ダムに依存する必要がないなどということはありません。

なお、原告は、夏期・冬期と非かんがい期・かんがい期とを同意に用いているが、かんがい期とは概ね6月～9月の4か月間、非かんがい期とは概ね10月～5月までの8か月間であることを付言する。

### 3 非かんがい期の水利権について

#### (1) 原告らの主張の要旨

最近30年間における群馬県の渇水発生状況を見ると、冬期の取水制限が行われたのは2回だけであり、生活への影響は皆無であった。また、国土交通省は、渡良瀬貯水池（谷中湖）について、水道水のカビ臭の発生を抑制するという理由で、冬期の間は干しあげて空にする運転を平成16年（2004年）から行っているが、この事実は、冬期の渇水が国土交通省にとっても問題視するに当たらないものであることを示している。すなわち、冬期に渇水が起きることはめったになく、起きてもきわめて軽微なものであり、国土交通省自身が冬期の渇水を問題視していない。このように、都市用水に関する冬期の水利権は形式のみであり、また、群馬県県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業が広桃用水転用で取得した夏期の水利権に対応する取水を冬期にも行うことは事実上何ら問題がなく、したがって、群馬県が水道用水供給事業及び工業用水道事業の冬期の水利権を八ッ場ダムで取得しようとする事自体無意味である（原告準備書面（12）12・13頁）。

#### (2) 原告らの主張に対する反論

まず、冬期渇水において取水制限が行われたのは、上記被告らの釈明書の2（1）（4頁）で述べたように、平成8年（1996年）1月12日から3月27日までの76日間と平成9年（1997年）2月1日から3月25日までの53日間に亘る。平成8年（1996年）の渇水

時には、水道用水では不足分を一時的に地下水や他の浄水場から補足し、工業用水では使用水量の多い企業に対して節水協力を依頼し、農業用水では一部バルブ操作を行うとともに関係市町村に対する節水依頼を行う等して需要量の抑制を行った。

そもそも渇水は、降雨量や降雪量が少ないため、川の水を供給するダムなどに貯えた水も少なくなり、水の需要量とその河川が持っている供給可能能力とのバランスが崩れることにより発生するものであって、平成8年及び平成9年の冬期渇水においては、県民の理解と協力により需要量を抑制することで県民生活への影響を最小限に止めることができたのであって、冬期渇水は生活への影響は無いとする原告らの主張は、単に表面のみを見た誤った主張である。

次に、原告らは、渡良瀬貯水池における干しあげ実施の事実から国土交通省自身が冬期の渇水を問題視していないと決めつけている。しかし、渡良瀬貯水池の干し上げは、河川流量が減少し上流ダム群からの補給が必要な状況の時に、渡良瀬貯水池から補給をすることにより河川流量を確保しているものであり、渡良瀬貯水池からの補給ができない干し上げ期間は、放流が温存されていた上流ダム群からの補給で河川流量が賄われているのであって、無意味に渡良瀬貯水池から放流されているものではない。したがって、国土交通省自身が冬期の渇水を問題視していないとの原告らの主張は誤りである。

また、毎年1月から3月には水源となる山間部の降雪が積もったまま流出しないため河川の流量は減少しているが、水利権を取得した都県等は、都市用水等に不足が生じないようにダムから水の補給を受けるため、河川から安定的に取水が出来ているのであり、原告らの非かんがい期は水余りの状況にあるかのごとき主張は誤りである。都市用水についての冬期の水利権は形式的なもので、かんがい期の水利権（広桃用水の転用）を取得してさえいけば非かんがい期は取水を行うことは事実上問題がないとの原告らの主張もまた誤りである。

なお、河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされており（河川法23条）、仮に河川の流量が豊



富であるとしても、水利権を取得せず勝手に取水することは河川法上許されるものではない。

#### 4 暫定豊水水利権と取水制限について

##### (1) 原告らの主張の要旨

群馬県の県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業が広桃用水の転用で得た夏期の水利権については、年間を通して取水する許可が得られている（原告準備書面（12）13頁）。

広桃用水転用で得た夏期の水利権はもともと安定水利権であったものを転用したものであるから、暫定取水としての条件を付ける必要がないにもかかわらず、水利使用規制では、冬期だけでなく夏期も取水についての条件が付されている。このことは逆に言えば、水利使用規則においては、農業用水転用水利権は冬期も夏期も同列に扱われ、差異がなく、冬期は夏期と比べて不利な水利権であると主張する法的な根拠が存在しないことを意味している（原告準備書面（12）14・15頁）。

県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業に関する水利使用規則に付された取水条件は、実際には取水を制限するものではなく、利根川の渇水時には国土交通省関東地方整備局と各都県で構成する渇水対策連絡協議会が開催され、そこで取水制限の進め方を定めており、群馬県のように暫定取水の規定がある水利権も含めて、取水制限では各水利権は互譲の精神に基づき、基本的に同列に扱われており、実際に、取水が部分的にも困難になったことはなく、10年近い取水実績がある。そのため、八ッ場ダムによってその冬期の水利権を新たに確保することは無意味であり、群馬県が八ッ場ダム計画から撤退しても、水利使用許可の上で不利益な取扱をされることはない（原告準備書面（12）14・15頁）。

##### (2) 原告らの主張に対する反論

まず、本書面第2の2（2）（6頁）、被告らの釈明書の1（3頁）で述べたとおり、かんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は八ッ場ダム計画に参画することにより年間を通して水源の確保を行い、通年の水利

権を取得しているのであって、広桃用水転用で取得したかんがい期の水利権により年間を通して取水する許可が得られているとの原告らの主張は誤りである。

次に、原告らは、農業用水転用水利権である広桃用水の転用について、冬期は夏期とは異なり不利な水利権であると主張する法的な根拠は存在しないと主張しているが、趣旨が不明である。被告らの釈明書の3（4・5頁）で述べたとおり、県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業の水利使用規則（乙219号証の1～3。各事業についての直近のもの）においては、一定量（安定水利権量）を超える部分である暫定取水量（暫定豊水水利権量）の取水については、かんがい期と非かんがい期に分けて、河川の流量による条件等が付されているが、かんがい期は安定で、非かんがい期は暫定といった旨の表現はない。

また、原告らは、利根川の渇水時には渇水対策連絡協議会が開催され、そこで取水制限の進め方を定める場合、互譲の精神に基づき、豊水条件が付されていても各水利権は基本的に同列に扱われていると主張している。しかし、それはあくまで協議会関係者がそれぞれの給水責任を果たすことができる範囲内で、渇水の都度話合って決められているものであって、例えば、平成13年の渇水時には、同協議会において、施設未完成による暫定豊水水利権については、安定水利権に対して10%上乗せの先行的な制限を行うこととしており、同列に扱われているとの原告らの主張は事実ではない。

そもそも水道事業者には、平常時の水需要に対応した給水はもとより、地震・渇水等の災害時や事故等の非常時においても、住民の生活に支障を来たすことがないように給水の安定性を確保することが求められている。渇水の場合、その影響範囲は広域的となり大きな社会問題となるおそれがあるため、県内の水道事業者にあっては、渇水時の断水等の危険を踏まえ、こうした事態が生じないように水源の確保、配水系統の改善、他の水道事業者からの応援給水のための配水管の連結など、弛まぬ努力を重ねているのであり、他者の豊水条件が付されていない水利権をあて

にするような計画は、水道事業者の取り得るものではない。

なお、県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業は、必要とする水源の一部あるいは全部を確保するために八ッ場ダムに参画しているが、八ッ場ダムが未完成であるため、水需要が現実が発生しているにも拘わらず安定的な水利使用が行えないことから、一部については豊水条項が付された暫定的な水利権として許可されているのであって、引き続き水利権を確保するためには八ッ場ダムへの参画が必要なのである。

### 第3 地下水について

#### 1 地盤沈下について

##### (1) 原告らの主張の要旨

環境省が平成18年(2006年)12月に発表した「平成17年度全国の地盤沈下地域の概況」では、群馬県を含む関東平野北部の地盤沈下の状況について、「2センチメートル以上の沈下が認められたのは茨城県のみで、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県では認められなかった。」としている。平成7年(1995年)以降、群馬県では問題とすべき地盤沈下は起きておらず、地盤沈下の被害は存在しない。

平成10年(1998年)以降は1～2センチメートルの沈下が激減したから、少なくとも平成10年(1998年)の地下水揚水量の実績を続けることは可能と判断され、水道用地下水の利用可能量は同年の実績値と言ってよい。

「群馬県の生活環境を保全する条例」による地下水規制は、対象地域にある一定規模以上の井戸を用水特定施設として設置の届出と地下水採取量の報告を義務付けているだけであって、群馬県は地盤沈下についてさほどの危機感を有していない(原告準備書面(12)16・17頁)。

##### (2) 原告らの主張に対する反論

上記主張については、被告らの準備書面(10)の第4(12～14頁)に述べたとおりであり、原告らの主張は失当である。

なお、平成12年(2000年)の「群馬県の生活環境を保全する条

例」による揚水特定施設の届出数は、平成14年（2002年）に895であったものが平成17年（2005年）には877に減少してきており、徐々にではあるが地下水採取抑制の効果が現れてきていると言える。

## 2 東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業の地盤沈下対策における役割について

### (1) 原告らの主張の要旨

館林・邑楽・太田・尾島地区の平成10年（1998年）度以降の工業用地下水揚水量は減少しているのに、東毛工業用水道の平成9年（1997年）度以降の河川からの取水量（給水量）はほぼ横這いであるから、その減少に東毛工業用水道事業はほとんど寄与しておらず、地盤沈下対策として果たした役割はほとんどない。工業用地下水揚水量の減少は各工場における水使用合理化（水節約）の努力によるもので、工業用地下水については代替水源を用意して転換することよりも工場の水使用合理化を徹底することの方が有効である。

東部地域水道用水供給事業の河川からの取水量の増加に対応して、水道用地下水揚水量は減少しているが、この事業の全部が地盤沈下対策上必要ということではない。平成17年（2005年）には地盤沈下は沈静化しており、また、同年の同事業の河川からの取水量は1日最大で2万6000立方メートルであるから、地盤沈下対策の面から河川からの取水量を増やす必要はない（原告準備書面（12）18頁）。

### (2) 原告らの主張に対する反論

原告らは、平成10年（1998年）度以降、東毛工業用水道事業の河川からの取水量が横ばいであることから、それ以降の地下水揚水量の減少は各工場の水節約の努力によるものであって、東毛工業用水道事業は平成10年（1998年）度以降の地下水揚水量の減少には寄与しておらず、東毛工業用水道事業が地盤沈下対策として果たした役割はほとんどないとしている。

しかしながら、東毛工業用水道事業の地盤沈下対策への寄与を判断するには、東毛工業用水道事業における河川からの取水量（給水量）の

総量を考慮すべきであって、最近の取水量の推移だけを見てもあまり意味はない。平成18年（2006年）度の東毛工業用水道事業の給水量は年間約2300万立方メートルとなっており、仮に東毛工業用水道事業以外に工業用水の水源を求めるとすれば、その大部分は地下水に求めざるを得ないのであって、東毛工業用水道事業は工場における地下水揚水量の抑制に大きく寄与しているのである。東毛工業用水道事業が地盤沈下対策として果たした役割はほとんどないなどと言えるものではない。

なお、各工場における節水も地下水揚水量の抑制に寄与しており、結果として地盤沈下対策の一助となつてはいるが、各工場で節水に努めている現在においても地盤沈下が進行していることからわかるように、節水努力だけでは地盤沈下対策として不十分であって、地下水揚水量の抑制を図るために引き続き河川からの取水による工業用水供給を行うことが必要である。

また、原告らは、地盤沈下は沈静化しているので地下水の揚水量を抑制する必要がないとの前提に立って、東部地域水道用水供給事業について、地盤沈下対策の面からは平成17年（2005年）度の実績を超えて河川からの取水量を増やす必要はないと主張しているが、現状でも群馬県の地盤沈下は県東南部地域を中心に進行中であり、原告らの主張はそもそも前提において失当なものである。ちなみに、平成17年（2005年）の東部地域水道用水供給事業の取水量の実績は、原告らの主張の1日最大2万6000立方メートルではなく、3万1000立方メートルである。

なお、東毛工業用水道事業及び東部地域水道用水供給事業とも、八ッ場ダムに参画し、暫定豊水水利権の許可を得て事業を実施しており、八ッ場ダムが代替することのできない水源となっていることは、繰り返した述べたとおりである。

#### 第4 湧水について

##### (1) 原告らの主張の要旨

ア 利根川水系に依存する6都県全体の現在の水需給は渇水の発生した平成8年(1996年)当時と比べれば余裕がある状態になっているから、同規模の渇水が来てもその影響を受ける度合は小さくなっている。

渇水は自然現象として何年かに1回かは訪れるものであり、渇水時のプール使用中止やダム貯水量が少なくなり水無し都市になってしまう等の危機感を煽る報道がしばしばあるが、現在の水需給の状況をみれば不測の事態に至ることはないので、そのような報道を冷静に受け止める必要がある(原告準備書面(12)19・20頁)。

イ 渇水期の利根川の流量はダムのみが補給するのではなく、森林等の自然が河川の流れを維持しており、その役割が大きい。

このことは、平成6年(1994年)渇水についての解析を見れば明らかである(原告準備書面(12)20頁)。

ウ 渇水時にダムがどの程度の役割を果たすかはダム貯水量に関係し、流域面積は無関係である。流域面積が影響するのは、森林等の自然の生み出す流量である。ダムからの補給可能量を定めるダム貯水量の上限は、利水者のために確保されたダムの水の容量である利水容量であり、八ッ場ダムの利水容量は矢木沢ダム、奈良俣ダム等既存8ダムの7%にしかすぎないから、その役割はきわめて小さい(原告準備書面(12)21頁)。

エ 被告らは、県央第二水道用水供給事業では非かんがい期に計画取水量の81%、東部地域水道用水供給事業では同100%が八ッ場ダムによって賄われるとしているが、八ッ場ダムの水利権を持っているからといって、八ッ場ダムからの水そのものを利根川から取水するという関係にあるものではない(原告準備書面(12)21頁)。

オ 県央第二水道用水供給事業等の水道用水供給事業が八ッ場ダムに予定している水利権は冬期のみであり、冬期は流量に余裕があるので、ダムからの補給がなくても十分に取水が可能である。10年近く暫定豊水水利権により水利権量の一部の取水が続けられてきているのであるから、それを安定水利権にすれば足り、八ッ場ダムに参画する必要性は皆無である(原告準備書面(12)21頁)。

カ 学術会議の答申は、学問分野の定説をまとめたものではなく、「森林ワーキンググループ」メンバー9名の個人的な意見をまとめたものに過ぎないと指摘されている（原告準備書面（12）22頁）。

(2) 原告らの主張に対する反論

ア 渇水は、自然現象として何年かに一回かは訪れるものであり、どの程度の規模の渇水になるかは予見できない。いつ雨が降るのか、いつまで少雨が続くのかについて確証が得られないために、渇水の状況に応じかつ段階的に対策を講じて断水の回避等住民の日常生活や経済活動に影響を及ぼさないようにしなければならない。また、水道は少なくとも必要とする需要量は供給しなければならないことから、需要量を抑制しない限り供給量を制限することはできない。

平成8年（1996年）の渇水における関東地方の降水量は、平成7年夏季からの少雨傾向が続き、平成8年では3月と9月以外は全て平年に満たず、8月は78ミリメートルと過去95年間（明治34年～平成8年）の内5番目に少ない状況であり、さらに、8月の降水量は同月27日までに34ミリメートルでしかなかった。このように、渇水の規模は渇水期間内の降水量の多少だけで判断できるものではない。前述したとおり、渇水は自然現象であり、今後どの程度の規模の渇水が発生するかは予見できないため、渇水による影響の度合いを平成8年の渇水で論じても意味がないのである。

また、渇水に関する報道に対して冷静に受け止める必要があることはいうまでもない。渇水時にその情報を上水道や工業用水道を利用する者が共有することは、節水意識を喚起することに繋がり、需要量を抑制するのに一定の役割を果たすこととなる。

イ 渇水時におけるダムからの補給水量は、被告らの準備書面（10）16～18頁で述べたとおりであり、その役割はきわめて大きい。ダムは、利水者が安定的に取水できるようにするため渇水時に補給する機能を有するものであり、森林等の自然流域はそのような機能を有していない。森林等の自然の役割が大きいからといって、このような機能を有するダムが不要となるものではなく、日本学術会議答申に「森林の持つ静的な、

あるいは自然的調整と、ダム貯水池等による動的な、人工的調節が、その機能分担を果たしながら車の両輪として進むことになろう」とあるように、森林等とダム貯水池等の両方の機能が必要なのである。

ウ 渇水期間におけるダムの貯水量は、ダムへの流入量とダムからの放流量により変化するものである。この期間に雨が降らない場合あるいは少雨が続く場合は、それまでの貯水量のみによる放流となるが、平成6年（1994年）と平成8年（1996年）の渇水時では、渇水期間内の降雨により各ダムの貯水量の回復が図られている。渇水期間でも局所的な降雨が期待できるが、流域面積が広いということはダム貯水量の回復に大きく影響し、このため、八ッ場ダムの利水容量は8ダムの7%であっても、その流域面積は広いため（8ダム合計の43%に相当する。）、その役割はきわめて大きい。

さらに、八ッ場ダムの利水容量が既設8ダムの7%であっても、被告らの準備書面（10）17頁で述べたとおり、県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業にとって他に代替することのできない必要不可欠な利水容量であることに変わりなく、7%だから不要だなどと言えるものではない。

エ 水利権は、取水地点において河川の流水を占有する権利である。この流水を占有するために水源を確保するのであり、水源を確保しなければ水利権の付与はありえない。

被告らの準備書面（10）17頁で述べた「八ッ場ダムに参画している県央第二水道用水供給事業にあつては、計画取水量の81%、東部地域水道用水供給事業にあつては、100%の水量が賄われる」とは、八ッ場ダムの貯水そのものから補給を受けるということではなく、八ッ場ダムに水源を確保したことにより、取水地点からの取水が可能になるということである。

オ オの主張については、本書面第2の3（2）（8頁）で述べたとおりである。

カ 日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」（乙210号証）の「はじめに」のと



ころに、「全領域の委員からなる「農業・森林の多面的機能に関する特別委員会」を設置し、検討に当たった。議論を進めるうち、より妥当な定量的評価のためにも、多面的機能の内容や意味の検討こそ本質的・前提的な事柄ではないか、また農業と森林は、類似点は多いものの、本質的に異なった面もあるとの認識が生まれた。そこでこうした見地から、農業と森林の二つのワーキンググループを置いて討議を重ね、それらを統合して、総論、各論としてまとめた。このような検討の結果、日本学術会議として、本答申を取りまとめたものである。」とあるように、日本学術会議としてしての答申であることは紛れもない事実であり、原告らの主張こそ個人的な意見である。

## 第5 第4次フルプランについて

### (1) 原告らの主張の要旨

フルプランは、目標年次が過去の平成12年(2000年)のままであり、将来の目標年次における水需要の見通しと供給の目標を定めることになっているフルプランの要件を備えておらず、フルプランとは言えないものである。被告らの主張は、フルプランとしての要件を備えていないものを有効だとするものであって、明らかに不当である(原告準備書面(12)22・23頁)。

### (2) 原告らの主張に対する反論

第4次フルプランは、被告らの準備書面(10)6頁で述べたとおり、平成12年以降においても改定されているものであり、現時点でも有効な計画である。ちなみに、全面的な改定となる「第5次フルプラン」を策定いかんは、国土交通省の決定する事項であることは言うまでもない。

## 第6 利用量率について

### (1) 原告らの主張の要旨

群馬県の水道の利用量率(年間総給水量÷年間総取水量)の実績値は平均で92.3%であるが、98%程度まで高めることが可能である。被告らが、施設整備が遅れているがゆえに著しく低くなっている利用量率をそ

のまま放置しようとするのは、県の水行政の後進性を示すものである（原告準備書面（12）23・24頁）。

（2）原告らの主張に対する反論

原告らは、群馬県の水道における利用量率は著しく低く、県の水行政の後進性を示すものであると決めつけ、利用量率が低く、取水した水量の一部が捨てられていることの例として、県央第一水道事務所での無効放流を指摘している。

しかしながら、被告らの準備書面（10）19頁で述べたとおり、各水道事業者によりその水源構成や導水施設の状況等の諸条件が異なることから、県内においても74.7%～100%の幅があり、施設整備が遅れていると決めつけることはできない。また、平成15年（2003年）度の利用量率の全国県平均値は96.0%、最低は83.6%（厚生労働省「水道統計」から抜粋）（乙211号証）であり、群馬県の平均利用量率92.3%が著しく低い値とは言えない。

第7 まとめ

以上述べたとおり、八ッ場ダムの利水上の必要性に関する原告らの主張はいずれの点からも失当であり、善解しても政策論争を出るものではないことは明らかである。

以上